

令和6年稲沢市教育委員会 第1回定例会会議録

1 日 時 令和6年1月11日（木）午後1時30分～午後3時13分

2 場 所 稲沢市役所 議員総会室

3 出席委員 教育長 広沢 憲治
教育長職務代理者 伊藤 浩樹
委員 吉川 繁樹
委員 澤田 可奈子
委員 森 誠子
委員 大島 宏之

4 説明のため出席した職員

教育部長	荻須 正偉		
教育部調整監	森 義孝		
教育部次長兼庶務課長	大口 伸	庶務課主幹	大崎 敬介
庶務課主幹	鈴木 達哉	庶務課主幹	犬飼 貴志
学校教育課長兼指導主事	松村 覚司	学校教育課統括主幹兼指導主事	伊藤 尚
学校教育課主幹兼指導主事	林 久人		
生涯学習課長	佐藤 雅之	生涯学習課主幹	松尾 俊明
生涯学習課主幹	恒川 浩		
スポーツ課長	江頭 弘幸	スポーツ課主幹	鈴木 元行
図書館長	塚本 ゆかり	図書館主幹	石川 路子
図書館主幹	水野 正己		
美術館長	長谷川 隆		
書記 庶務課	稲山 美佳		

5 教育長報告

6 前回会議録の承認

令和5年第12回定例会会議録 承認

7 教育委員会報告

8 12月定例会一般質問の内容

9 議事

議案第1号 令和6年度全国学力・学習状況調査について

10 報告

- ・ 稲沢市教育委員会後援名義使用承認について
- ・ 令和7年度稲沢市民会館の休館日について
- ・ 令和6年度稲沢市図書館の休館日について
- ・ 令和6年度稲沢市美術館の休館日について

11 その他

- ・ 学級閉鎖の状況について
- ・ 令和6年稲沢市二十歳のつどいについて

12 次回開催予定日時

－ 開 会 －

◎教育長

それでは、令和6年第1回教育委員会定例会を開会します。

◎教育長

通常、教育長報告から始めるところですが、今日はその前に、12月議会で承認され、本日が初めての教育委員会会議への出席となります大島委員がおみえですので、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大島委員

ただいまご紹介いただきました、稲沢市医師会を代表して教育委員を拝命しました大島宏之と申します。微力ではありますが、市民の皆様のために尽くしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎教育長

それでは、教育長報告ということで私からお話をさせていただきます。

2024年、令和6年に入りました。学校のほうは3学期が始まって、今週は火

曜日から始まっていますので、明日で1週間というのは少し違うかも知れませんが、本日までのところ市内の学校において大変なことが起きているとか、大変な状態だとかそういう情報は入っていません。また去年は教育委員会会議のたびにインフルエンザだ、学級閉鎖だというお話をさせていただいていましたが、これまでのところそういう話も入っていません。平穩に3学期がスタートできたかなと思っています。学校が平穩であること、それが一番ですが、教育界の抱える課題というのは、年が変わったから解決したということはありません。これからも、全国的なこともありますし、稲沢市特有のこともあります。様々な課題について教育委員の皆様のお知恵をお借りしながら進めてまいりたい。また、それ以外の、図書館、美術館と生涯学習関係のことにつきましても、いろいろな課題を抱えています。その都度、委員の皆様にご意見を伺いながら進めたいと思っていますので、今年もよろしくお願ひします。

少し、追加みたいな話になりますが、1月9日の火曜日が始業式でしたが、その日の午後に3学期最初の校長会議を持ちました。その場で私からは、新しい年を迎えたということで、子どもたちの中には今年は頑張るぞと張り切って学校に来ている、そんな子もいるかも知れませんが、また、何かの事情で、この冬の休みの間なのか他の事情によるのか分かりませんが、気持ちが落ち込んでいる子どももいるかも知れませんが、それぞれの子どもに対して、適切な声掛けをしてください、そんなことを校長先生方にお願ひしました。そういう形で子どもたちを支えて教育活動を進めて行かなければいけないということを思っています。

私からの報告は以上とさせていただきます。

◎教育長

続きまして、3. 前回会議録の承認について、前回の会議録を順次お返ししますので、お目通しをいただき署名をお願ひいたします。

◎教育長

次に、4. 教育委員会報告について、教育部長からお願ひします。

●教育部長

先月の定例教育委員会から今日まで、教育委員会に関わる主な行事等について報告させていただきます。

第1回教育委員会定例会事項の表紙をはねていただきまして、1ページの教育委員会報告をご覧ください。12月19日の火曜日、愛知・名古屋2026アジア・アジアパラ競技大会の大会旗を県内全市町村で巡回展示する「フラッグツアー」が2023年11月から今年3月まで実施されています。稲沢市では、12月19日から

26日まで、本庁舎1階ホールの正面玄関東側に大会旗を展示しました。次に、12月22日の金曜日、12月議会閉会日に教育委員に大島宏之委員の任命が議会で同意されました。次に、12月23日の土曜日、第5回稲沢市学校施設整備基本計画策定委員会を開催しました。会議では、第4回策定委員会に提案した計画素案について、内容に修正を加え、計画案として再度協議していただきました。また、今後の日程として、計画案のパブリックコメントの実施とパブリックコメントに合わせて地区説明会を開催する旨について説明しました。次に、12月26日の火曜日、ふるさと新発見学習表彰式並びに発表会を開催しました。子どもたちの「ふるさと稲沢」への愛着と誇りを育むことを目的として、中学2年生全員の参加の中から入賞者9人の表彰式と発表会を実施しました。また、その日、第10回政令杯全国大会出場者報告会並びに激励会を開催しました。祖父江中学校野球部が、11月に愛知県で開催された「愛知県知事杯第9回中学生軟式野球大会」で優勝し、全国大会へ出場します。この日、全国大会への意気込みを伝えるため、市長への表敬訪問がありました。また、その日、世界ジュニア柔道選手権大会優勝報告会を開催しました。小正小学校卒業で、現在、龍谷大学3年生の神谷鈴選手が、10月4日からポルトガルで開催された「第26回世界ジュニア柔道選手権大会女子52kg級」において優勝し、金メダルを獲得しました。この日、大会の優勝報告のため、市長への表敬訪問がありました。次に、1月7日の日曜日、今年度20歳を迎える方を対象に、名古屋文理大学文化フォーラムで「稲沢市二十歳のつどい」を開催しました。対象者1,325人に対し、1,060人の出席で、出席率は80.0%でした。ちなみに昨年は84.8%でした。また、その日午後から、絵になる町児童生徒絵画展表彰式を開催しました。小学1年生から中学3年生まで、応募総数842点の中、学年ごとに最優秀賞1人、優秀賞5人を表彰し、合計54人の表彰式を開催しました。

以上で、教育委員会報告とさせていただきます。

◎教育長

ただいまの教育委員会報告で何かご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

○吉川委員

1点お願いします。1月7日の稲沢市二十歳のつどいに、私も参加させていただきましたが、コロナ明けということで文化フォーラムで一斉に開催されるということで、かなり心配していましたが、大変すばらしい式典だったと思います。話を聞く態度、その後のアトラクションの様子もビデオで見せていただきましたが、本当に楽しんでいる、私が参加した中で一番素晴らしかったので

はないかなと思います。これは、生涯学習課始めいろいろな方が早くからしっかり準備され、また新成人の実行委員の皆さんも、それぞれの役割をしっかりとこなしてみえて、大変素晴らしい会だったと思います。今後もこういう会が続くようにお願いします。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、次に、5. 12月定例会一般質問の内容について、教育部長をお願いします。

●教育部長

昨年の12月6日から12月22日まで17日間の会期で12月定例市議会が開催されました。その中で教育委員会に関わる内容で主なものについて報告させていただきます。

議案等に関するものについては、まず、法定議決議案として「稲沢市公の施設における指定管理者の指定について」が6件、「損害賠償の額を定めることについて」が1件ございました。次に、予算関係の議決議案として「令和5年度稲沢市一般会計補正予算（第6号）」の1件がありました。いずれも、原案どおり議決をいただきました。さらに、教育委員会委員の任命についての議会の同意案が1件あり、原案どおり同意をいただきました。

次に、一般質問者は14人で、その内、教育委員会に関わる内容について質問されたのは9人でした。質問・答弁の主なものを報告させていただきます。

最初に、12月11日の1番目の質問者、土岐優子議員から、地域から学校がなくなることで、これまで学校を核として活動していた団体等の活動が縮小するなど、地域コミュニティの維持が難しくなる恐れがあるのではないかについて質問がありました。市長から、学校は未来を担う子どもを育む場所として、教職員や保護者だけでなく、登下校時の見守りや環境整備、あるいは特色ある教育の推進等地域の方々に支えられている教育施設であるのと同時に、地域交流や災害時には避難所として防災拠点の役割を担うなど、地域コミュニティの拠点でもある。学校再編によって地域に学校がなくなった場合、これまで学校が果たしていた教育以外の役割をどのように継承するかということについては、大きな課題だと考えている。そうした中で、まずは新しい学校を拠点として地域の活性化に繋げることができるよう、地域開放可能な多目的室や会議室、学校図書館などを新しい学校施設に整備することを検討するとともに、廃校となる学校の跡地に防災や地域交流のための機能を存置することについて検討する

など、旧来からの地域とのつながりも大切にしていきたいと考えている旨を答弁しました。

次に、12月11日の2番目の質問者、小柳彩子議員からは、初等中等教育について、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すため、現在の稲沢市の取組について質問がありました。教育長から、学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」を目指すべき理念として位置付けている。稲沢市では、令和3年度に全小中学校で学校運営協議会が置かれ、コミュニティ・スクールが導入された。学校運営協議会では、地域住民や保護者等が学校運営に参画し、「熟議」を通して目標やビジョンを共有することによって、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めている。また、本年度から半数ほどの学校では、地域住民と学校との情報共有を行う地域学校協働活動推進員を委嘱し、地域住民の参画を得て、地域全体で子ども達の学びや成長を支える取組が始まっている。例えば、大里東中学校では本年度、県の研究指定を受け「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいる。学校の環境美化運動として、地域の花屋の方を講師に招いて、花の植え方について生徒が講義を受け、花壇づくりに取り組んでいる。また、まちづくり推進協議会、社会福祉協議会の協力を得て、小学生の下校時に通学路に立ち、学期に1回のあいさつ運動を実施している。さらに、大学生や社会人になった卒業生から、進路選択時に考えたことや中学時代にやっておくとよいことなどを学ぶ「先輩から学ぶ会」を開催している旨を答弁しました。

次に、12月11日の3番目の質問者、日比野貴子議員から、スポーツで稲沢市を盛り上げるため、競技人口を増やすための稲沢市の取組について質問がありました。教育部長から、トップアスリートの育成や競技による盛り上がりも大切だが、気晴らしや楽しみのために体を動かすスポーツのすそ野を広げていくことが重要であると考えている。具体的な方策としては、スポーツ推進委員の活動、スポーツ協会とスポーツ団体の育成、各地区の体育振興会への活動支援等がある。まず、スポーツ推進員活動として、ニュースポーツ普及活動の推進や指導者の育成に努め、市民のスポーツ参加への機会の提供など、地域スポーツのリーダーとして活躍をいただいている。次に、各地区の体育振興会活動としては、地域住民の親睦を図りながら、スポーツを通じた健康づくりのため、各地区で運動会や様々なスポーツレクリエーションを開催している。そのほか、祖父江町体育館、平和町体育館で実施している総合型地域スポーツクラブの運

営や、祖父江の森などで実施している指定管理者による教室等の事業、スポーツ協会や各加盟団体への活動支援、スポーツ振興基金を活用した優秀なジュニア選手への支援などを行っている旨を答弁しました。

次に、12月11日の4番目の質問者、服部俊夫議員から、稲沢市の学校給食における有機農産物等の活用の取組について質問がありました。教育部長から、近年、学校給食に有機米や有機野菜を使うオーガニック給食に対する関心が高まっていることは認識している。本市においては、昨年2月に有機JAS認定のバナナを提供している。しかしながら、有機食材は流通量が大変少なく、給食に提供するための数量の確保が困難であることが実情である。こうした中で、本市では来年2月に有機JAS認証を受けた愛西市産のレンコンを提供する予定をしている。また、有機JAS認証は受けていないが、市内産の無農薬や減農薬の食材として、特別栽培米のほか、市内の高校生が栽培した薩摩芋やエコファーマーが生産した茄子などを提供している。有機野菜や無農薬・減農薬の野菜などは、価格も高く、数量の確保などが課題であるが、できることから実施していきたい旨を答弁しました。

次に、12月11日の5番目の質問者、鶴野大助議員から、不登校児童生徒の増加が全国的に大きな問題となっている中、不登校対策をさらに充実させるために、今後の教育環境の整備について質問がありました。教育長から、令和5年3月に文部科学省が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランでは、目指す姿として、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えること、心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること、学校の風土の「見える化」、すなわちアンケート等を活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感といった学校の雰囲気把握し、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることが挙げられている。教育委員会としては、不登校児童生徒の学びの場を保障するために、将来的には各中学校にある別室での対応を充実させたいと考えている。また、心の教室相談員の配置など、児童生徒の心の不安を和らげるための取組も大切なことであると考えている。そのような教育環境を整備することで、子ども達がより安心して過ごせる学校づくりを進めていきたいと考えている旨を答弁しました。

次に、12月12日の1番目の質問者、鈴木純子議員から、LGBTQに配慮した学校づくりとして、多目的トイレが設置されていない学校については、今後男子トイレの個室化や多目的トイレの設置を進めていく計画があるかどうかについて質問がありました。教育部長から、多目的トイレが設置されていない学

校に、多目的トイレを設置することについては、校舎棟トイレの100%洋式化に向けた整備を進める中で併せて検討したが、整備に広いスペースが必要となるため、多目的トイレの設置は難しい状況である。また、男子トイレの個室化については、トイレ内のスペースの問題に加えて、通常の小便器と大便器がある場合よりも便器数が減ることや、清掃が煩雑になるなど難しい状況である。従って、まずは校舎新築や改築に合わせて多目的トイレを整備していきたいと考えており、現在、校舎改築を計画している大里東小学校では、校舎内への多目的トイレの設置に向け設計を進めている旨を答弁しました。

次に、12月12日の2番目の質問者、大野紀之議員から、義務教育期間におけるインクルーシブ教育の実現に向けて、小中学校の現状やこれまでの経緯について質問がありました。教育長から、「すべての子どもの多様なニーズに対応できるように教育の充実を図り、障害のある子もいない子も一緒に教育を受けることで、共生社会の実現を目指す」というインクルーシブ教育の理念は、稲沢市が目指す教育としても大切にしている。稲沢市の小中学校では、障害のある子ども達の教育の充実に向け、通常の学級と特別支援学級の積極的な交流・共同学習の実施、稲沢市通級指導教室での特性をもった子ども達の支援、さらに稲沢市独自で市費を投入して79名の特別支援教育支援員を配置し、学習や生活上の困難さを抱える子ども達の支援をしてきた。また、健康推進課、福祉課、子育て支援課、保育課、学校教育課が「切れ目のない支援」を目指して、連携を強めてきた。こうした連携は、稲沢市のインクルーシブ教育推進にとって強みとなっている旨を答弁しました。

次に、12月12日の4番目の質問者、志智央議員から、中学校の自転車通学について、熱中症予防及び防犯上の観点から自転車通学可能範囲を拡大できないかについて質問がありました。教育長から、自転車通学を許可する範囲は、これまでも各学校が、生徒数や施設の状況、学校からの距離、生徒や保護者のニーズ等を踏まえて検討してきた結果として現在の状況がある。一方、今回、自転車通学許可を防犯の視点、熱中症等健康リスクの視点で検討することも大切だと考える。また、2023年度に発生した小中学生の交通事故8件のうち、7件が中学生の自転車通学中の事故であった。このような交通安全面も含め、様々な視点から各学校が実情に合わせて総合的に判断し、今後の対応を決定していくことが望ましいと考えている旨を答弁しました。

最後に、12月12日の5番目の質問者、曾我部博隆議員から、学校を統廃合すると、学校が遠くなる地域に子育て世代の人は住みにくくなり、少子化が加速する恐れがあると思われるので、少子化に歯止めをかけるまちづくりの考え方

について質問がありました。市長から、全国的な少子化の加速は本市にとっても例外ではなく、そうした状況の中、将来的な児童生徒数の減少を見据え、また、学校施設の老朽化という喫緊の課題がある中で、子ども達のより良い教育環境を整備していくため、学校再編等の学校施設のあり方について検討していくことは必要であると考えている。少子化に歯止めをかけるための対策については、今年度においても子ども医療費無償化の拡大や小中学校給食費の半額支援など様々な子育て支援施策を展開するとともに、そうした取組を市内外の多くの方に知っていただくため、シティプロモーション活動の強化にも取り組んでいる。今後も引き続き、結婚・妊娠・出産・子育てなど各ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施することにより、子どもを安心して産み育てることができる「まち」となるよう、少子化対策への取組を一層推進していく旨を答弁しました。

以上で、令和5年12月定例市議会で審議された教育委員会に関わる主な内容の報告とさせていただきます。

◎教育長

一般質問の内容で何かご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

○吉川委員

一般質問と経過報告の中にもありましたので、一般質問については学校再編計画と統廃合問題について2人の議員から話がありました。それから、経過報告の中で、第5回の策定委員会の報告がありました。私から質問がたくさんありますので、会議の最後のその他のところでお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、6. 議事に入ります。議案書1ページをお願いします。

議案第1号「令和6年度全国学力・学習状況調査について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

議案書の2ページをご覧ください。 (議案第1号 朗読)

議案書4ページからの資料をご覧ください。

昨年12月21日付け文部科学省通知として、「令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」が送付されてまいりました。今回も小学校6年生及び

中学校 3 年生の児童生徒を対象とした調査により、全ての市町村の学校等の状況を把握し、教育施策の改善・児童生徒への指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として、令和 6 年 4 月 18 日木曜日に実施されます。また、令和 6 年度は、本体調査に加え、一部の抽出校で経年変化分析調査及び保護者に対する調査が 5 月 13 日から 6 月 28 日までの期間中で可能な日に実施されます。

実施につきましては、基本的に令和 5 年度と同様に実施されます。本体調査の教科に対する調査の実施教科については、4 ページの IV の 2. 調査事項に記載されていますように、小学校調査は、国語、算数、中学校調査は、国語、数学で実施されます。児童生徒及び学校に対する質問調査については、5 ページに記載されております。児童生徒に対する質問調査については、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等について調査します。学校に対する質問調査については、学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等について調査します。また、経年変化分析調査については、13 ページの 3. 調査事項に記載されていますように、小学校調査は、国語、算数、中学校調査は、国語、数学及び英語で実施されます。保護者に対する調査については、16 ページの 3. 調査事項に記載されていますように、児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関して調査します。

次に、調査の実施体制及び調査結果の取り扱いについて説明します。5 ページ一番下から 6 ページにかけての (1) から (5) において、国、県、市町村、学校等の役割が示されています。分かりやすく説明するために、21 ページの別紙 3 の調査の実施系統図をご覧ください。この図には、文部科学省を実施主体、都道府県教育委員会を協力者、学校を設置管理する教育委員会を参加主体と、分かりやすく立場が明記されています。また、経年変化分析調査及び保護者に対する調査についても、本体調査と同様の実施体制となります。

調査結果の取り扱いにつきましては、6 ページに戻っていただいて、5. 調査結果の取扱いをご覧ください。3 行目に「また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 17 号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当てることとする」と示されており、調査結果の公表の可否の判断は、あくまでも教育委員会の専権事項であることが明確になっています。

調査の実施体制及び調査結果の取り扱いにつきましては、本年度と変更はありません。調査結果の取扱いについて、文部科学省は、平成 29 年度調査から情

報データの厳密な取扱い要領を定めた上で、大学や教育研究機関への調査結果を提供する方針を示しました。県教委においても、文部科学省の方針を受けて、大学や研究機関への情報の提供を認めていく方針を出しました。また、調査結果の情報開示請求があった場合、教科に関する調査の結果については、これまでと同様に市町別・学校別の情報の開示はしないものの、質問調査の結果については、県教委が持っている結果を原則開示していくとしました。

例年、定例教育委員会において、「調査への参加の可否」及び「調査結果の公表の可否」について、ご審議をいただいております。令和6年度の実施体制及び調査結果の取り扱い等を踏まえ、1月稲沢市校長会議において市内小中学校の校長先生方に意見をお聞きしましたところ、「調査には協力をする」。結果の公表については、「公表しない」というご意見でした。

事務局としては、「調査には参加し、結果の公表は行わない」としたいと考えています。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○伊藤委員

私は、調査はやるべきだと思っています。また、公表に関しては、しない方向が正しいと私は判断しますので、よろしく申し上げます。

○吉川委員

まず1点質問ですが、5ページにイの児童生徒に対する質問調査というのがありますが、児童生徒の活用するICT端末を用いたオンラインによる回答方式となっています。これは、すでに始まっていたのですか、今年からですか。

●学校教育課主幹兼指導主事

ただいまのご質問につきまして、今年度の調査では選択できたのですが、令和6年度からは全ての学校において端末を活用したオンライン方式で行うこととされています。

○吉川委員

それは、タブレットを使ってということでしょうか。

●学校教育課主幹兼指導主事

そのとおりです。

○吉川委員

今は児童生徒に1台ずつタブレットが配付されていますので、その有効活用としてオンラインでの回答方式は素晴らしいことだと思いますが、要は集計などの結果が早く出てくるということだと思います。そういう利点を活かして、

早く結果を分析して改良できる方向に向かってくれると良いと思っています。もう1点は、先ほど他の委員からもありましたように、公表はしない方がいいということと、この学力調査で大事なことは、調査結果の分析、そして活用であるということ。例えば稲沢市、又はそれぞれの学校での、教科によって弱点はどこにあるのか、そういう領域や単元をしっかりと把握して、それを補うためには授業でどのように補ったら、どういう指導をしていったら改善されるのか、そこのところが一番の狙いだと思いますので、そういうことを心がけてやっていただけたらありがたいと思います。

◎教育長

ほかに、ございますか。

○大島委員

12 ページからの経年変化分析調査について、13 ページの3. 調査事項で、平成25年度、平成28年度及び令和3年度と間隔を置いたところで、教育の効果と言いますか、それが良くなっているのか、あるいは悪くなっているのか、低下しているのかを調べる調査だと思いますが、これは公表しないと良くなっているのか低下しているのかははっきりしなくて、個人の成績を公表するわけではありませんので、全体として家庭環境や社会の変化などによって、良くなっているのか悪くなっているのかということは、ある程度公表しないと意味がないと思えます。

●学校教育課主幹兼指導主事

経年変化分析調査につきましては、ただいまご指摘いただきましたように、平成25年、28年、令和3年と行われてきました。学校では市レベル、個人レベルでの結果は公表していませんが、全体での分析を本課で行い、その結果を各学校へ伝え、より良い教育になるように改善を図っています。

○大島委員

そうしますと、文科省で公表されている結果では日本全体のレベルは分かりますが、稲沢市や愛知県といったもう少し小さい地域の範囲で結果をある程度公表した方が稲沢市は全国的に見てどうなのかという事が分かりやすいのではないのでしょうか。

●学校教育課主幹兼指導主事

この経年変化分析調査は、文科省から抽出校として降りてきます。抽出校については、適切な調査を実施するために非公表となっていますので、市レベルでの分析、もちろん教育委員会内ではできるとは思いますが、そういったものを公表するという事は難しいです。

○大島委員

調査対象として抽出されたのは、稲沢市では何校か。

●学校教育課主幹兼指導主事

調査対象校の校数や個別の学校名については、適切な調査の実施のため非公表とされていますので、回答は控えさせていただきます。

◎教育長

ほかにございますか。

○森委員

この全国学力調査について、これまでに各家庭というか個人的にこの学力調査の意義、その後の結果等についての質問等は学校や教育委員会にきていますか。

●学校教育課主幹兼指導主事

まず全国学力調査を行う対象の学年、小学校6年生と中学校3年生に、事前にリーフレットのコピーを配付しています。そちらで、調査を行う目的や意義を確認していただいています。結果が出た後、各学校での子どもの学力の状況について分析し、苦手なところについては改善策を示して、家庭に協力を求めていくことになっています。

◎教育長

ほかにございますか。

○澤田委員

先ほどの質問と関連しますが、分析、活用されるということですが、先ほどの説明では全国的に分析されるということですが、稲沢市として個別に分析、活用はしているのでしょうか。

●学校教育課主幹兼指導主事

稲沢市教育委員会において、同様に分析、活用をして、その結果を各学校に見ていただきつつ、各学校でも分析をしていただくという流れでやっています。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第1号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第1号は承認されました。ありがとうございました。

◎教育長

続きまして、7. 報告に移ります。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認について」を庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

定例会事項の2ページをお願いします。3ページにかけまして「稲沢市教育委員会後援名義使用承認一覧表」を掲載しています。ここに記載のとおり、6件の後援名義使用承認申請につきまして、事務取扱要領に基づき、承認させていただきましたことをご報告いたします。

◎教育長

続きまして、「令和7年度稲沢市民会館の休館日について」を生涯学習課から説明をお願いします。

●生涯学習課長

令和7年度の稲沢市民会館休館日について報告させていただきます。

資料4ページをお願いします。市民会館の休館日は、条例においては年末年始のみとなっていますが、この休館日以外に、施設の保守点検のための休館日として、祝日の場合を除き、原則毎月第4月曜日と奇数月及び6月、10月の第2月曜日を当てさせていただいています。

また、7月及び1月の連続する休館日は、消防設備の法定点検を実施するためのもので、3月1日は、はだか祭りの日を休館日とするものです。

ここには記載されておりませんが、来年度6月いっぱいまでは令和3年から継続事業でおこなっております吊り天井落下防止工事のため、中ホールにつきましては使用ができませんので、報告させていただきます。

◎教育長

続きまして、「令和6年度稲沢市図書館の休館日について」を図書館から説明をお願いします。

●図書館長

令和6年度、稲沢市図書館の休館日についてご報告いたします。

定例会事項の5ページをお願いいたします。

稲沢市図書館規則第3条、休館日の規定に基づく、令和6年度の稲沢市図書館の休館日につきましては、5ページ中央図書館、続く6ページ祖父江の森図書館、7ページ平和町図書館に記載のとおりです。

なお、6ページ祖父江の森図書館の8月15日木曜日、7ページ平和町図書館の4月6日土曜日は、各備考欄記載の理由により臨時休館いたします。

また、1月から各図書館で順次、特別整理期間として休館いたします。年に

1回の特別整理期間では、公民館図書室を含む図書館資料の所在確認を実施し、不明資料の把握、搜索等を行います。

この休館日につきましては、館内掲示、図書館カレンダーの配布、広報いなぎわ、ホームページ等により周知・徹底を図ってまいります。

図書館からは以上です。

◎教育長

続きまして、「令和6年度稲沢市美術館の休館日について」を美術館から説明をお願いします。

●美術館長

報告事項「令和6年度稲沢市美術館の休館日について」についてご説明申し上げます。

定例会事項資料8ページをお願いします。美術館の休館日は、美術館管理規則において、月曜日、休日の翌平日、年末年始、はだか祭りの日と定められており、また、教育委員会が特に必要があると認めたときは、休館日を変更することができるとしています。

特に必要があるものとして、4月19日、5月14日、12月25日は施設の維持管理業務のため、10月17日から25日までは特別展の準備及び開会式のため、12月10日、11日は特別展の作品撤収のため、それぞれ休館いたします。一方で、特別展会期中の11月5日、6日については、休日の翌平日であり、本来ですと休館日ではありますが、臨時開館いたしますので、ここには掲載しておりません。

美術館からは以上です。

◎教育長

ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、8. その他に移ります。その他、何かございますか。

●学校教育課長

12月15日の第12回定例会以降の「学級閉鎖等の状況について」口頭にてご報告させていただきます。12月15日から昨日までの稲沢市内小中学校における学級閉鎖等の状況ですが、小学校で1学級インフルエンザを主な原因とする学級閉鎖の措置がとられました。9月以降の月ごとの学級閉鎖数ですが、9月は17学級、10月は20学級プラス臨時休校1校、11月は27学級、12月は12学級プラス臨時休校1校でした。報告は以上です。

●生涯学習課長

令和6年稲沢市二十歳のつどいについて、説明させていただきます。

教育委員の皆様には、稲沢市二十歳のつどいに、お忙しい中お越しいただき誠にありがとうございました。

去年は、稲沢市民会館が工事中ということで、トヨタ合成記念体育館「エントリオ」で開催しましたが、今年度は名古屋文理大学文化フォーラム市民会館に戻り、実施させていただきました。対象者は、1,325人で、参加者は1,060人で出席率は80.0%でした。式典は記載のとおり、来賓祝辞のほか、代表による司会や誓いの言葉で進められ、アトラクションとしては代表により、QRコードの読み取りからの恩師からのビデオレターや昨年Vリーグで優勝しましたウルフドッグス名古屋からのビデオレター、メインアトラクションの抽選会を実施し、旧友と顔を合わせ笑顔がほころびている中、華やいだ雰囲気で開催することができました。ありがとうございました。

生涯学習課からは以上です。

◎教育長

ありがとうございました。ご質問等お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

○吉川委員

最初に言いましたように、今からいろいろ質問させていただきます。大きく5点質問させていただきます。先月の定例教育委員会でも質問させていただきましたが、私、教育委員を受けて7年目になりますが、こんな大きな問題を自分がまさか受けることになると思っていなかったものですから、まだまだ分からない点がいっぱいあるということ。もう一つはこんな大きな問題を教育委員会だけで決めて良いのかということを最初に言うておきます。私自身この問題についてすごく勉強させていただいたつもりです。

質問を始めて行きます。1番目ですが、第5回学校施設整備基本計画策定委員会の様子についてお聞きします。第5回策定委員会の傍聴者は何人みえたか。第4回は何人だったか。2つ目は、ここで修正案が出されましたが、修正した主な内容を教えてください。それに対して各委員からどんな質問が出されたかということ、簡潔に教えてください。

●庶務課長

傍聴者の人数は、第4回は14人、第5回は21人です。修正の内容ですが、第5章に学校施設整備の基本方針がございまして、建て替えにあたりどのような基本方針で学校を建て替えるかということ整理した項目があります。その部分で、令和の日本型教育に対応したより良い学校づくりを加え、令和の日本型教育とはどういうものかを例示したところがあります。また、標準規模の考え

方について、平成26年5月に策定しました義務教育と学校のあるべき姿におきましては、中学校の標準規模を6学級から24学級としていましたが、現状の中学校の学級数とこれからの推計に鑑み、6学級から18学級に修正しています。これは学校教育法の施行規則に合わせて上限を18学級に修正したものです。

それから学校再編・統合の進め方について、新たに項目立てをしています。新しく項目立てをしたものとしましては、対象地域との合意形成ということで、再編・統合に当たっては、対象地域に仮称地域協議会や仮称学校開放準備委員会を設置し、再編・統合スケジュールや通学バス導入も含めた通学の安全確保策、跡地利用等を協議し、対象地域との合意形成を図りますとしています。あと、学校跡地の利活用ということで、具体的に借地解消を前提として、地域の意見を伺いながら、避難所や地区公民館など多用途への転用も含め、市全体で活用方法を検討しますといった項目等について修正、加筆しています。

委員からいただきましたご意見については、修正箇所で言いますと、先ほど冒頭で申しました中学校の標準規模を変えたことに対する考え方について、今一度確認をする質問をいただいているところです。

○吉川委員

続いて、修正案の中で追加された資料が出てきたと思います。まず、資料2、基本計画策定スケジュール表が出ました。これについては、策定委員会で説明されたと思いますが、我々はこれを大変重く受け止めておりまして、この表の最後に3月21日議案提出、教育委員会ですね、と書いてあります。これが突然出てきたのはなぜかということと、もう一つはこのスケジュール表はいつ頃から決まっていたのか教えてください。

●庶務課長

スケジュールにつきましては、今年度中に計画案をまとめたいということで当初から策定委員会を進めていました。第4回が終わったところで、計画案が修正はあるとしても今年度中の策定の目途が立ったものですから、3月には教育委員会の議案としてご協議いただけるということでスケジュールに記載させていただいた次第です。議案に上げることにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に関する事務の委任等に関して必要な事項を本市の規則で定めておりまして、基本方針を定めることにつきましては、教育長の専決事項ではなく、教育委員会に諮る必要があるため、議案として上げさせていただくものです。

○吉川委員

私がお聞きしたかったのは、3月21日に議案提出とするこの文言がいつ頃か

ら決まっていたかという事です。

●庶務課長

先ほども申しあげましたように、今年度中に策定したいということで、当初から3月に議案として上げたいということは考えていましたが、具体的に策定委員会を進める中で、計画案が整いつつあるということで、第5回策定委員会に資料として出させていただいたということです。

○吉川委員

私たちが聞いたのは、11月の定例教育委員会のときに初めて聞いたということで、びっくりしました。何がびっくりしたかということ2点、先ほど法令に基づいて議決できる事案だと言われましたが、私にはとても教育委員会だけで決められる事案だとは思っていません。どの人に聞いても、教育委員会だけでは無理だと言われます。なぜかということ、大きな統廃合計画が入っているということ、予算が何十億、何百億と掛かっているということ、そんな問題を教育委員会単独で決める市町なんて聞いたことがありません。それが一つ。もう一つは、基本計画案が3月で行けるだろうと言われましたが、私は本当に3月で行けるのかと今でも思っています。まだまだ、質問していきますからよろしくお願ひします。

なぜ、策定委員会のことを質問したかと言いますと、今日みえる教育委員さんの中で私だけが傍聴させていただきましたが、皆さんにも聞いてほしかったという事と、残念なのは教育長がその会議にみえなかったということ。私の会議に出た感想を述べさせていただきます。この大事な案に策定委員さんからはわずかな質問しか出ませんでした。しかも1時間で終わってしまいました。本当に真摯に向き合って議論していただいているのかという、傍聴者の中からどういふ声が出ていたか。落胆、ためいき、怒りの声が聞こえてきましたが、なぜこんな問題がそんな簡単に解決できるのだと。それから質問の中に本質的な内容に触れているのが一切なかったということ。もう一つは、第4回が14人、第5回が21人と傍聴者が増えてきています。なぜ増えてきているか。これはこの計画案が施設整備基本計画ではなく、小学校統廃合計画として受け止めている方が多いから増えてきている。そのことを知っておいていただきたいと思ひます。それから、質問の中で、昨日付けで市ホームページに基本計画案を発表されました。その中から一つ消えていました。資料2の基本計画策定スケジュール表が消えていました。それはなぜか。消えたということは、3月に定例教育委員会で議決しなくて良いということですか。教えてください。

●庶務課長

パブリックコメントは計画案に対してご意見をいただくものですので、スケジュールの資料は外させていただきます。

○吉川委員

パブリックコメントをいただくのには関係ないというお話でしたが、3月の定例教育委員会で議決するという事が資料には出ています。これから策定委員会よりも3月の定例教育委員会の方が傍聴者は多くなると思っています。そんな大事なことを、なぜ1枚だけ外したのかを知りたい。意図的ではないかと私は思います。

次に行きます。5回目の策定委員会で、6回目の日程がまだきまっていないということで、これは決まったのでしょうか教えてください。

●庶務課長

第6回につきましては、3月9日、土曜日の午後1時から開催するというところで、委員には案内をさせていただきます。

○吉川委員

3月9日土曜日が最終の策定委員会ですね。そこでは策定委員さんにこの案について議決していただくということでよろしいでしょうか。

●庶務課長

第6回の会議では、パブリックコメントでいただきましたご意見を紹介するとともに、そのご意見に対する我々事務方の考え方をお示しし、いただいたご意見を計画案に反映する箇所があれば、こういうことで反映させていただきましたということで、最終案をお示しし、その内容について議論していただきます。その議論していただいた結果、最終案としてまとめましたものを3月21日の定例教育委員会で議案として提案し、最終的に承認をいただければ、案を取って教育委員会の計画としたいと考えています。

○吉川委員

私が聞いているのは、第6回の、これは最後の策定委員会ですよ、そこでこの案について議決されるのですかということです。

●庶務課長

議決をどこまで議決と言われるのか不明なところがありますが、策定委員会として、計画案として承認を得るということを考えています。

○吉川委員

承認を得るという事は、教育委員会と同じように、その場で議決を取って挙手によって決められるのかということですが、どうでしょうか。

●庶務課長

委員長の進行の下に、この案でご異議ありませんかといって、最終的には皆さんでお決めいただくことになると思っています。

○吉川委員

策定委員一人一人がそういう強い気持ちでこの会に臨んでおられるのかということ。最後ですから、きちんと賛否を取っていただくことが大切だと思います。

2番目に行きます。対象地域の住民への情報発信と周知徹底についてということ。私がお聞きする人たちの間では、ほとんどこういうことが起きていることを知りません。おそらく、私の予想では9割の方は、こんなことが行われている、3月にこんなことを決めようとしているということを知らないのではないか。昨日、祖父江支所地区のまちづくり4役の会議がありました。私が資料を見せて、こういうことが今起きていますよと言ったら、どなたも知らなかった。まちづくりの役員ですら知らない。会長、副会長たちが。長岡の人は、かなりご立腹で、私も皆さんに声を掛けて18日の説明会に行くようにします、という話をされていましたが。そんな状況です。それで、前回の議事録にありましたので、お聞きします。今週から各地区で住民説明会が始まるということですが、ほとんどの住民の方がこの基本計画について知りません。住民説明会があることすら知りません。基本計画案が市のホームページにアップされましたが、前回の庶務課長の答弁では、広報にも掲載するという回答でした。いつ、どのように広報に掲載するのか教えてください。

●庶務課長

広報に掲載するという事は、語弊があったらお許しいただきたいのですが、広報でパブリックコメントを実施するという記事を掲載するという事で回答させていただいたところです。

○吉川委員

私は、広報に掲載すると言っていましたから、日程を掲載するとは思っていませんでした。基本計画のダイジェスト版でもいいから広報の紙面を4ページ、5ページ割いて、こういう計画案です、大まかな内容はこういう計画ですということを住民に周知する。これが一番大事だと思ってお聞きしました。少し残念です。あと、パブリックコメントが始まったかと思いますが、このパブリックコメントや説明会で出てきた意見を、今後修正案として基本計画案を修正することはありますか。

●庶務課長

いただいた意見の中で、反映できるものは反映していきたいと考えています。

○吉川委員

反映できるものがあれば、ホームページにアップした案とは違った案が3月には出てくるということによろしいですか。

●庶務課長

そのとおりです。

○吉川委員

前回の部長の答弁にもありましたが、来年度各地区で住民説明会を行っていきますという説明でした。今回の住民説明会と来年度行われる住民説明会との違いは何でしょうか。

●教育部長

まず、今回の住民説明会は、パブリックコメントを行うに当たり、併せて計画の内容について説明させていただき、パブリックコメントで意見をいただくというものです。通常ですと、ホームページだけなのですが、今回はホームページにあげて、更に住民説明会を開いてその場でも意見をいただくという事で行っています。

来年度の住民説明会は、計画案が出来上がった後、各地区に入ってその内容について更に詳しく説明していくという事になります。その中で了承をいただいたところから、地域協議会等を立ち上げて進めて行くということになります。

○吉川委員

今回のパブリックコメントのための説明会については、9割以上の方は説明会がある事すら知りません。これは、よく広報を見ているかどうかという問題ですが、もう一つ大事なことは、ホームページの計画案は50ページありますが、これを自分でデータとして取り出す人がどれだけみえるかということ。であれば、広報と同じように、各地区に区長がみえますので、区長に一部ずつでも基本計画案を添えて、これを皆さんで回覧していただだけませんか、これくらいやって初めて周知されていくのではありませんか。

●教育部長

周知するにあたりましては、計画が出来上がった後で周知していきたいと思います。計画が出来上がる前にそういうことをするというのは、考えられないと思います。

○吉川委員

計画が出来上がってからの話ですが、私が今回の説明会と6年度の説明会の一番大きな違いは、3月の定例教育委員会で議決すると言われました。議決したということは、通していただきました。6年度からはこの計画は決ま

っていますという形になるのではないですか。

●教育部長

まず計画をつくる、その方針に沿って事業を進めて行く。計画行政になりますので、何もないところで事業を進められませんので、教育委員会としてはこういう案で行く。その後、市として事業を進めて行くということになるかと思えます。

○吉川委員

ですから、我々の責任が本当に重いということ、ほかの教育委員さんも思ってみえると思う。策定委員はどういう考えでみえるか分かりませんが、私は祖父江地区から出させていただいています。祖父江地区のほとんどの方が、こういう基本計画、6校を1校又は2校にする、そこもあいまいですが、そういう計画案に対して住民がどう思っているのか。私のところに聞こえてくるのは、えっという声がほとんどです。そういう声が聞こえてくるのに、決まりました、決めましたでは、おかしいということが一つ。基本計画の中に、住民との合意形成ができてからと書かれています。だったら、教育委員に諮るなら、住民との合意形成ができて、ここまでは大丈夫ですといったところで諮るのが普通ではないですか。

●庶務課長

我々が、住民に説明に行く際は、事務局の案ではなく、案が取れた段階でこういうふうに進めたいと思っていますということで、説明をさせていただきます。住民の合意を得るためには、まず教育委員会の承認をいただかないと先に進めません。そういう意味で法律の規定どおり、まず基本計画につきましては教育委員会の議決を得て、それから地区の住民の方々に対しまして、教育委員会としてはこういうふうに進めたいと思っています。ただし、住民の合意が取れないと、前に進めないというのはそのとおりですので、計画はこうなっています、そのとおりに我々は進めたいと思っています。そのためには住民の合意が必要です。そういう順番で進めて行くことを考えています。

○吉川委員

押し問答になってしまいますが、私は教育委員会に諮るのであれば、住民との合意形成がある程度できて、これで行けるとなったら諮っていただきたいと思っています。これは私の意見です。

次に、通学距離とスクールバスについて。通学距離、概ね2.5キロ以内は徒歩通学という案でした。今でも2.5キロを歩いている児童がいるからという前回の庶務課長の回答でした。今現在2.5キロ歩いている児童はどの地区の児童か教え

てください。

●庶務課長

稲沢東小学校の島地区の児童が2.5キロで最長になっています。

○吉川委員

前回、別図ということでこの小学校区の図が出ましたよね。これは、あのとき説明がなかったと思いますが。これを見るとここから通うと大変だなということは分かりますが。千代田地区の井堀もそれくらいかかるのではないですか。

●教育部長

そうだと思います。

○吉川委員

それは良いのですが、そのお子さんや保護者の意見は出ていますか。

●教育部長

現在歩いているところについては、バスは出ませんので、今後課題として出るかも知れません。

○吉川委員

問題は、多分、我慢して我慢して2.5キロを現在歩いてみえるのではないかと思います。私もこの地図を見て、井堀から千代田小学校に通うのは大変だなと地図を見ただけで分かります。ところが、今回の提案では、その人たちと同じ距離を歩いていただきますという提案ですね。2.5キロを歩いていただきますということですね。この祖父江を一つにした場合や平和を一つにした場合は、大多数の人が2.5キロを歩くことになるのではないですか。

●教育部長

通学路や通学距離については、協議会に挙げてそこで話し合っただけならばと思っています。ですから、すべて全員歩くというわけではなく、地域によってスクールバスを出すとか、いろいろなやり方があると思いますので、協議会の中で検討されることだと思います。

○吉川委員

計画案では概ね2.5キロ以内は徒歩通学、それ以上のところはスクールバス等を考えていますという案ではないですか。

●教育部長

計画としては、概ね2.5キロ以内となっています。ただし、話し合いの中でその辺のところは変更もあるかと思っています。

○吉川委員

だから言っているじゃないですか。まだまだ不完全な基本計画に我々賛成し

ますと手を挙げられますか。今日、他の委員もみえますので、2.5キロを歩くことに対して、どんな意見をお持ちかお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

●庶務課長

通学距離につきましては、国は小学校については概ね4キロという方向を出しています。それを受けて、平成26年5月に策定しました義務教育と学校のあるべき姿では、小学校については概ね4キロという方向性を出していましたが、昨今の教材のことや真夏の暑さ、それから保護者アンケートの結果等を踏まえて、4キロから2.5キロに見直しをさせていただいています。2.5キロでもまだ長いのではないかという意見もあるかと思いますが、通学路の安全性などを地域協議会の中で議論する中で、通学の問題については少しでもリスクを回避できるように進めていければ良いのではないかと考えています。

○吉川委員

まだまだ修正の余地があるということで、現段階の案ではとても賛成できるとは言いかねます。もう一つ、文科省が4キロという基準を示していますが、それは過疎地域の山間部、山道を歩いて行くとか、そういう地域も対象にする限界を4キロに持っていかざるを得ない、全国を比べた場合というふうに私は解釈しています。

次に、4番目は学校の標準規模について。この基本計画案では、修正案が出ました。中学校の標準規模を24学級から18学級に下方修正をしています。また、前回では小学校の標準規模は、18学級が上限でしたが、もっと大きな学校があるということで、24学級に上方修正されたという事ですよね。標準規模はこのように市で簡単に修正できるものかどうか教えてください。

●庶務課長

小学校につきましては、上方修正はなく、平成26年に策定しました義務教育と学校のあるべき姿のまま、各学年2学級から4学級、全体で12学級から24学級で変更はしていません。中学校につきましては、先ほど説明しましたとおり、学校教育法施行規則に合わせて現状を見ながら上限を変更していますが、これは決定ではなく計画案の中で出ていることですので、これも含めて教育委員会の中で承認をいただくこととなります。

○吉川委員

私もこれについて、いろいろ調べました。今から言うことをよく聞いてください。中学校の国が示す標準規模は6学級からでよかったですのでしょうか。

●庶務課長

学校教育法施行規則におきましては、小中学校とも12学級から18学級という

事は理解していますが、地域の実態を考慮し、稲沢市の教育委員会の判断で議論いただいて、各学年2学級以上ということで、決められたと理解しています。

○吉川委員

私はそれを鵜呑みにして、国の示す標準規模は、中学校は6学級から18学級だと思っていました。調べてみたら、国の示す標準規模には2つの法律があります。一つは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律、もう一つは学校教育法施行規則第41条と第79条です。どちらも小学校も中学校も同じく12学級から18学級を標準規模とするとありました。ということは、稲沢市はすでに中学校においては、この標準規模を下方修正していることになりませんか。

●庶務課長

但し書きのところで地域の実情に応じてという文言がございますので、それを踏まえて議論し、各学年2学級以上ということで、小学校は12学級、中学校は6学級以上、上限を修正前につきましては24学級とさせていただいたと理解しています。

○吉川委員

結論から言いますと、中学校が12学級から6学級に下方修正できたのなら、小学校も下方修正できるのではないかと。もう少し言いますと、現在全国の小学校で、12学級から18学級の標準規模の学校は全体でどれくらいあるか。それから、もう一つは、11学級以下の標準規模に満たない学校が何校くらいあるのか。

●庶務課長

全国的な数につきましては、把握しておりません。

○吉川委員

私が調べたところ、今年の教育新聞に出ていた記事では、全国の小学校の数は1万9,055校で、そのうち標準とされている12学級から18学級の学校は6,330校、33.2パーセントです。標準以下とされる11学級以下の小規模校は、9,458校、49.6パーセントあります。つまり、標準規模に満たない学校が半分あるということです。その中の一つが稲沢市だということです。また、愛知県はどんな状況か調べてみました。例えば、田原市の学校数は18です。児童数は3,151名で稲沢市よりかなり規模が小さい地域ですが、18校あります。その中の小規模校は、児童数が41名、59名、71名、86名、86名、93名と6校で、3分の1が田原市では稲沢市より小さな学校があるということです。もう一つ、これは大きな都市ですが、豊田市は市町村合併によって人口と共に小学校の数も増えました。小学校は75校に膨れ上がりました。そのうち25校が児童数100人以下の小規模校です。そのほとんどが、旧足助町、稲武町、小原村など周辺地域で、25校のうち50人

以下の学校が17校あります。しかし、統廃合は進まずにいます、なぜか。統廃合したらとても通えない児童が出てくるからです。そのことはご存知でしたか。

●教育部長

そこまでは調べていませんでしたが、豊田市は合併して小さな町村がいくつかくっついて、その関係でそのようになったと思っています。そこを稲沢市と比較するのは少し無理があるかと思います。

○吉川委員

議会報告で、議員さんの質問の中にもあったように、稲沢市は今言った都市よりも利便性ではかなり、一宮市と同様に名古屋へも通勤できるし、かなり近いところにあるということです。ですから、開発次第では、子育て世代にたくさん住んでいただけますよと。市長にも言いましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略は十分やれていますか。人口ビジョン大丈夫ですか。あと、その中に一つ面白い話があって、稲沢に住みたい人は多いのだけれど、その受け皿になる住宅がありませんという文言がありました。それを聞いて驚きました。それなら、住宅を建てれば住んでいただけるのではないかということですよね。今、調べたら市街化調整区域も弾力的な運用が認められて、一宮市はどんどんやっています。山崎駅の隣の玉野駅まで、半径800メートル以内なら調整区域でも宅地に転用出来ますというような形で進めています。人口を増やそうとすれば、受け皿をつくれればどんどん増やせるんですよ。そういうところは、担当部署が違うという事で、お答えできないかも知れませんが、そういうことを私は言いたい。

最後の質問にします。私は教育委員を7年やってきましたが、こんな議題を経験するのは初めてです。これが教育委員会で決められるとはさらさら思っていないませんでした。最終的には、議会に諮って審議してもらいたいものだと思います。ここで聞きします。教育委員会制度と教育委員の職務について、教えてください。

●教育部長

教育委員会制度につきましては、教育委員の合議制の機関です。市には首長部局がありますが、教育委員会は別組織で、独立した組織になります。もともと教育行政の政治的中立性、継続性、安定性を確保するため設置されたのが教育委員会で、教育委員の皆さんの合議制で進めていく機関です。

○吉川委員

私も原点に帰って調べました。文科省のホームページから引っ張り出してきました。先ほど部長が言われたように、一つ目は個人の形成的な価値を目指し

て行われる教育においては、その内容は中立、公正であることが極めて重要である。私は、自民党員でも共産党員でもありません。この中立の立場で子どもたちにとって学校はどういう場であるべきか、魅力ある学校とは何か、そういうことを中心に考えていろいろと質問させていただいています。小さい学校で何が悪いかということも言わせていただきます。それから一番大事なことを言います。教育は、地域住民にとって、身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが重要である。それを受けているということです、教育委員は。教育委員が、広く住民の意向が分からないまま、決めてしまっているのですかということです。裏面を見たらこんなことが書いてありました。住民が専門的な行政官で構成される教育委員会事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現しなければならない。そのとおりです。今、祖父江の学校を一つにたたむことが、果たして住民が望んでいることなのか。私の所には、えっ、えーっという声しか聞こえてきません。だから、はっきり言います。今やろうとしていることを教育委員会に3月に諮るということは、このレイマンコントロールに対する、いわゆる職権濫用ではないかということだけは、あえて伝えておきます。そして最後に、学校施設の整備費用として960億円、長寿命化改修工事費用として72億5千万円と莫大な費用計画の案件です。こういう案件を市議会で審議して議決されないのはなぜか。当然されるべきだと思っています。最終的には、必ず議会に諮り議決をすることを強く要望しておきます。

◎教育長

続きまして、次回開催予定日時について、教育部長お願いします。

(教育部長から説明)

◎教育長

これをもちまして、第1回教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でございました。

次回開催予定日

令和6年2月5日(月) 午後1時30分 議員総会室

— 閉 会 —

令和6年2月5日

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記